

2020年4月1日
2021年7月21日改定

預金保険機構中期目標（2020～2022年度）

I 預金保険機構の使命

預金保険機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、預金保険制度を確立し、信用秩序の維持に資する、との預金保険法の目的達成に向けて、預金保険制度を適切に運用すること等^(注)を使命としている。

(注) この他、金融機能強化法に基づく資本参加及び資金交付業務、振り込め詐欺救済法に基づく公告業務、休眠預金等活用法に基づく休眠預金等管理業務、並びに口座登録法及び口座管理法に基づく業務の実施に向けた準備等も担っている。

II 預金保険機構を取り巻く環境と課題

預金保険制度は、預金保険法により、1971年に少額預金者の保護の仕組みとして創設された。預金保険機構も、同法に基づき設立され、金融セーフティネットの運営主体として、これまで180を超える金融機関の破綻処理を行ってきた。

1990年代、我が国は、バブルの崩壊とともに深刻な金融危機を経験し、公的資金の投入を含む様々な対策が講じられることとなった。危機を克服していく中で、善意かつ健全な借手に対する金融仲介機能の確保の必要性が強く認識され、金融整理管財人、承継銀行、特別危機管理銀行等の制度が導入された。2005年には、預金の全額保護から定額保護への完全移行が行われ、この間、資金決済の確保のための決済用預金制度が導入された。2010年には、日本振興銀行が破綻し、当機構は、我が国初の定額保護による破綻処理を実施した。

また、2008年のリーマンショックに象徴される世界的な金融危機以降は、再発防止に向けた金融規制に関する国際的な議論が行われ、各国において得られた合意等に対応する制度化への取組みも進められてきた。我が国においても、金融システム安定のための資産及び負債の秩序ある処理の枠組み等が導入された。

現下の金融環境を見ると、我が国の金融システムは総じて安定しているが、低金利環境の長期化や人口減少等は、金融機関の収益性に影響を及ぼしている。デジタルイゼーションの進展や経済活動の国際化を背景に金融

商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化等が著しい速度で進み、これらに対応する施策も講じられてきたほか、将来を展望した様々な議論も行われている。当機構としては、このような時代・環境の変化に適時適切に対応できるよう、関係当局等と連携し預金保険制度の運用の改善を不断に行い、破綻処理態勢の整備・対応力の強化を図ることが重要である。

また、国際化への対応のため、金融セーフティネット機関として、国際預金保険協会（IADI）等における活動への貢献、海外関係機関との連携強化に努めていくことも重要である。

上記のような業務を着実に実行するため、当機構の運営基盤となる各種システムの整備・高度化等に取り組むとともに、組織の効率的運営・活性化等にも積極的に取り組んでいく必要がある。

2021年5月、第204回国会において、銀行法等の一部を改正する法律の一部として金融機能強化法が改正された。これにより、新たに担うこととなった資金交付業務についても、関係当局等と連携し、適切な対応を行うことが求められる。また、同国会において成立したデジタル改革関連法のうち、当機構に関連する口座登録法及び口座管理法に基づき、業務の実施に向けた準備を適切に行う必要がある。

Ⅲ 2020～2022年度を対象とした中期目標

以上を踏まえ、業務を運営するに当たっての指針として、以下のとおり2020～2022年度を対象とした中期目標を定め、業務遂行・改善の基本的方向付けを行うものとする。

（預金者保護への取組みと金融機関等の破綻処理等）

1. 金融商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化や、これらに対応する施策の動向等を踏まえ、預金保険制度の運用に関連する諸課題の整理・検討を行い、あらゆる事態に対応する預金者保護や破綻処理等の態勢を整備・強化する。
2. 各金融機関の破綻処理に係る態勢整備について日頃よりフォローし、その強化を働きかけるとともに、必要に応じ助言等を行う。預金保険機構が実施する検査については、破綻処理に影響のある事項に焦点を当てること等により、効率的かつ効果的な実施を図る。
3. 破綻金融機関等から取得した資産の適切な管理・処分を行う。
協定銀行が行う整理回収業務を支援するとともに、破綻金融機関の経営者に対する責任追及等の業務の整備・強化に努める。

4. 国際預金保険協会（IADI）の活動への積極的な参加をはじめとする海外預金保険機関等との連携強化に努める。また、預金保険制度等に関する国際的動向について調査研究活動を行う。

（金融機能強化法に基づく対応）

5. 金融機能強化法に基づく資本参加及び資金交付業務については、申請金融機関、関係当局と連携して適切に対応する。

（金融業務支援への対応）

6. 金融機関が保有する特定回収困難債権の買取り等業務、反社会的勢力に係る情報照会業務、振り込め詐欺救済手続に係る公告等の被害回復業務及び休眠預金等管理業務の適切な実施に積極的に取り組む。

（口座登録法及び口座管理法に基づく対応）

7. 口座登録法及び口座管理法に基づく業務の実施に向けた準備を適切に行う。

（健全かつ適切な業務運営等）

8. 預金保険料率のあり方について関係者とともに検討を進める。
9. 各種システムの整備・改善、情報セキュリティ対策の強化に努める。
10. 財務の健全化、組織の効率的な運営に努める。
11. 整理回収機構等の関係会社との連携を図り、必要に応じた指導・助言等を行う。
12. 災害発生時における業務継続体制の確立を図る。
13. 預金者及び国内外の関係者に対する情報発信の充実を図る。
14. 組織の一層の活性化、人材育成及びコンプライアンス態勢の強化に努め、環境変化にも的確に対応する。

IV 各年度の業務方針との関係

各年度の業務方針は、この目標とその時点及び前年度以前の業務方針の実施状況や評価を踏まえて策定する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応については、時々々の状況を踏まえる必要があることから、各年度の業務方針において定める。

さらに、ポストコロナの社会経済構造の変化を見据えた当機構の業務運営の在り方について検討を行い、必要に応じて見直すこととする。